

京都府情報公開・個人情報保護審議会（第1部会）議事要旨

1 日時

令和3年10月11日(月) 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

京都府庁旧本館 1階 第1会議室

3 出席者

【委員】

山本 克己 部会長
野崎 治子 委員
原田 大樹 委員
宮本 恵伸 委員
山舗 恵子 委員

4 議題

- (1) 警察署における対応事案（公文書公開請求①）
- (2) 警察署における対応事案（公文書公開請求②）
- (3) 警察署における対応事案（公文書公開請求③）
- (4) 警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）

5 議事概要

- (1) 警察署における対応事案（公文書公開請求①②③）及び警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）

ア 事案の概要

- (ア) 警察署における対応事案（公文書公開請求①）

平成〇年〇月〇日に〇市のホテルに京都府警察〇〇警察署の署員が臨場し、受領した遺失物法上の物件（CCD カメラ）についてのその受領から所有者に返還されるまでの一切の手續に関する文書に係る公文書公開請求に対し、対象となる公文書を保有していないとして非公開決定（不存在等）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

- (イ) 警察署における対応事案（公文書公開請求②）

平成〇年〇月〇日に〇市のホテルの関係者が京都府警察〇警察署員に提出したカメラを受領してから所有者に返還されるまでに作成された一切の文書に係る公文書公開請求に対し、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、京都府情報公開条例第6条第1号に規定する個人に関する情報を、また、これが犯罪に関する取扱であるときは、同条第7号の規定する公共の安全等に関する情報を公開することになるとして非公開決定（公開請求拒否）処分を行ったことについて、処分の取消しを

求める審査請求があったもの

(ウ) 警察署における対応事案（公文書公開請求③）

平成〇年〇月〇日深夜から同〇日未明にかけて京都府警察〇警察署員が管轄区域外である〇において職権を行使したことについて、事前事後を問わず、その職権行使を決裁又は許可等したこと及びその理由ほか内容がわかる文書等に係る公文書公開請求に対し、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、京都府情報公開条例第6条第1号に規定する個人に関する情報を、また、これが犯罪に関する取扱であるときは、同条第7号の規定する公共の安全等に関する情報を公開することになるとして非公開決定（公開請求拒否）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

(エ) 警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）

平成〇年〇月〇日に〇警察署が取得した請求人の指掌紋記録ほか鑑識資料にある請求人に関する一切の情報及び提供済みで京都府警察以外が保有する当該情報に係る個人情報利用停止請求に対し、当該個人情報は、通常、検挙された被疑者について作成する書類等であることから「司法警察職員が行う処分」に該当し、京都府個人情報保護条例第31条第2項第1号の規定により利用停止請求の適用が除外となるとして個人情報利用不停止決定（不存在等）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

イ 審議結果

審査請求人の意見陳述の後、質疑及び意見交換を行った。
次回以降、引き続き検討することとした。

(2) その他

次回以降の部会の日程調整を行った。